

事業名	環境保全型農業推進事業費	財務コード (事業)	279602
-----	--------------	---------------	--------

細事業名	環境保全型農業推進協議会費
------	---------------

担当部課室	農政 部 農業技術 課 鳥獣害対策・研究環境 担当 (内線)	5372
-------	--------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H15 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 環境保全型農業基本方針等(各種県の基本方針)	その対象をどのような状態にして 環境保全と生産性を調和させた持続性の高い農業の確立に向け、農業者・JA・消費者・学識経験者等の意見が反映されている	結果、何に結びつけるのか 環境への負荷を軽減した農業の推進
	事業の内容 ○事業内容 県環境保全型農業基本方針に基づき、平成28年度目標である化学農薬及び化学肥料50%低減に向けた、既存施策の実施状況や必要な施策について協議する。 ○協議会開催 年1回 ○協議会構成(外部委員11名 内部委員9名) 山梨県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会山梨県本部、山梨県植物防疫協会、財団法人山梨県学校給食会、山梨県生活協同組合連合会、山梨県生活研究グループ連絡協議会、学識経験者、農業生産法人、農業者、県農政部関係各課 ○検討内容 ①環境保全型農業基本方針の推進に関する検討 ②有機性資源を活用した循環型農業の推進 ③事業成果の評価、分析 ④有機農業を含む環境保全型農業の推進方策の検討 ⑤環境保全型農業に関する推進に対する提言		
事業の内容 ※主に23年度			
根拠法令等	環境保全型農業推進協議会設置要領		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	開催回数	1回	1回	1回	1回	活動指標 目標設定の考え方 年1回開催し、協議を行なう。 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率(実績値/目標値)	100.0 %				
成果指標	化学肥料低減割合	48%低減	48%低減	57%低減	50%低減	成果指標 目標設定の考え方 山梨県環境保全型農業基本方針に基づき、1997年度に対し、2016年度(H28年度)の低減目標を化学農薬、化学肥料の50%とするが、段階的な低減目標として化学農薬では45%とする。 肥料・農薬モニタリング事業による調査結果
	化学農薬低減割合	40%低減	45%低減	38%低減	45%低減	
	成果指標達成率(実績値/目標値)	%				
決算額、予算額	41	32		69	69	成果指標によらない成果 化学肥料低減割合と化学農薬低減割合の2項目を成果指標とする。
(千円) うち一財額	41	32		69	69	
所要時間(直接分)	64 時間	64 時間		64 時間	64 時間	
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間	
所要時間計	64 時間	64 時間		64 時間	64 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	129	129		129	129	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	<p>肥料・農薬モニタリング調査結果によると化学肥料低減状況は目標である48%に対して57%と上回り成果達成率は118%である。これは、有機質資材の利用を推進した結果、農家で利用が普及してきた現れだと考えられる。一方、化学農薬低減状況は目標の45%に対して38%であり成果達成率は84%である。平成22年度に比べ化学農薬の低減割合は下がっているが、気象変動による防除圧を高めなければならないなど外的な要因が影響していると考えられる。</p> <p>以上のことから、意図した成果はほぼ上げていると判断できるところではあるが、未だ化学農薬低減割合が目標値に達しておらず、現状は一部達成である。目標値の50%は山梨県環境保全型農業基本方針に定められた目標値であり、今後も平成28年度に向け、安定的にこの目標値が達成できるよう取り組みを進めていく。</p>

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
無		

・「IV以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。